

# 法制度からみた セキュリティ・プライバシー

第1回セキュリティ・プライバシー勉強会

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学

yuasa@iisec.ac.jp

## 法制度からみたセキュリティ

- 法律＝19世紀的産物(特に大陸法)
  - 有体物を中心とした体系
  - 無体物を有体物とみなすという手法(→知的財産権)
  - 所有権、財産権、占有モデル
    - ◆ 情報それ自体を保護する一般法はない
    - ◆ 情報を蔵置している有体物を保護
- 文書
  - 「情報」に代わる基本的管理単位
- 「電磁的記録」(刑法7条の2)
  - 文書とみなす

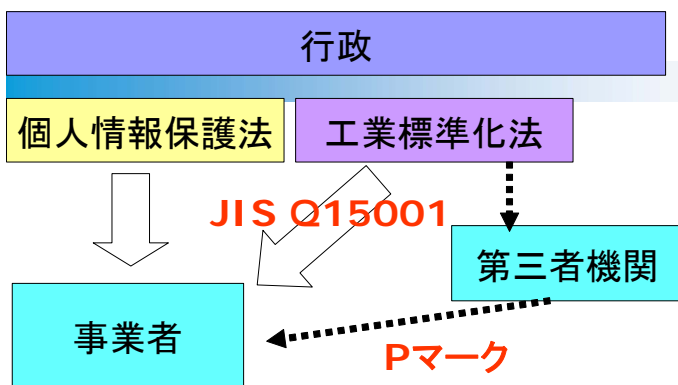
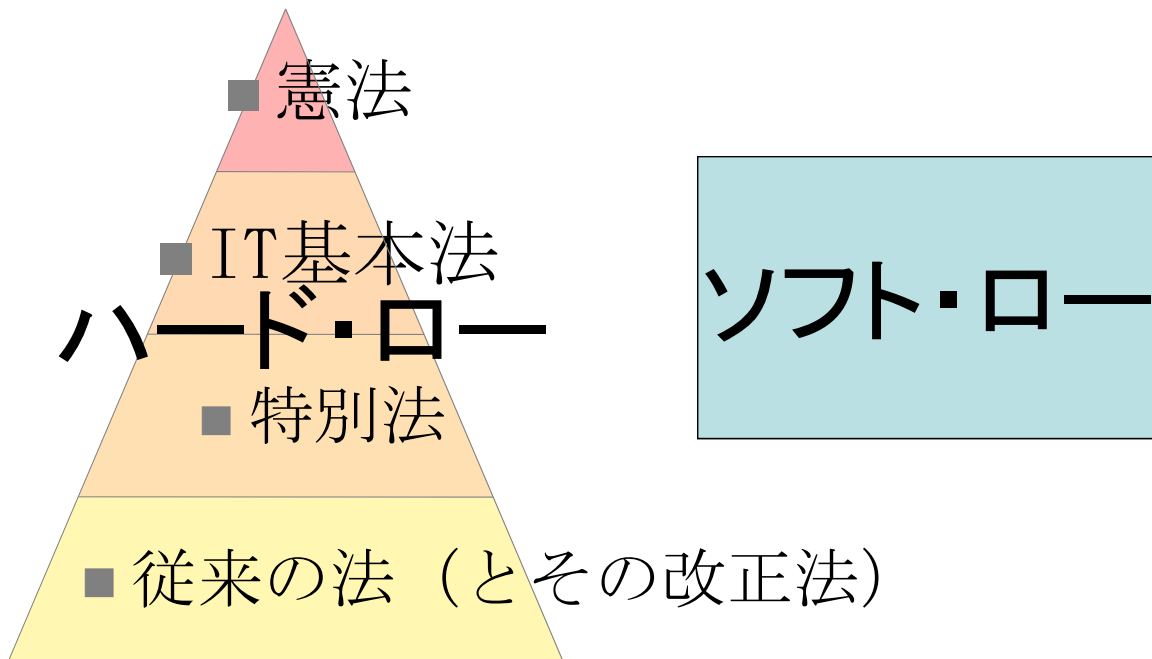
	民事法	行政法	刑事法
規制方法	原則として私的自治、当事者間の契約	所管大臣が事業者を監督、命令違反に罰則	公権力による刑罰権の行使
効果	損害賠償、差止請求	指導、助言、勧告、命令、過料	刑事罰
例	民法、著作権法、不正競争防止法、会社法(内部統制)等	個人情報保護法、特定電子メール法、特定商取引法、電子署名認証法、e-文書法、電気通信事業法、オークション規制法等	刑法、不正アクセス禁止法、出会い系規制法、風俗営業法(映像送信型風俗営業)等

# 問題点と今後の方向

- コモンキャリア
- 責任の分担
  - サービス提供に係わる責任
    - ◆ サービス停止時の損害
      - Cf. 世田谷電話局事件
    - ◆ データ滅失時の損害
      - 約款
      - Cf. ファーストサーバ事件
    - ◆ データの不正流出、違法利用時の損害(差し止め義務? その手法?)
    - ◆ その他の障害発生時の損害
  - 組み込みソフトウェアに係わる責任
    - ◆ PL法
    - ◆ バグ (Cf. コンピュータウイルス作成罪)

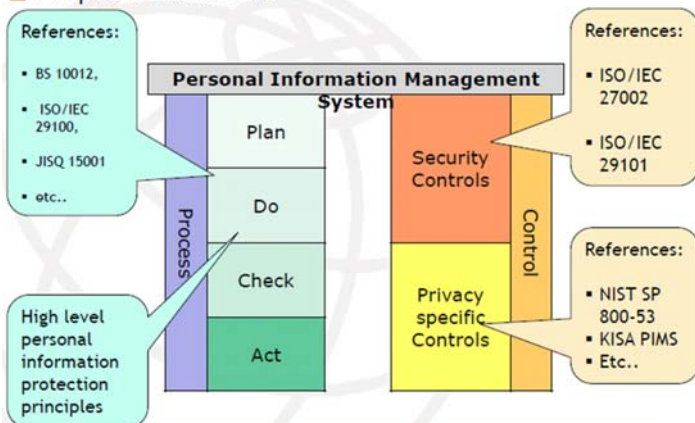
- 民法による権利利益の侵害の救済
  - 損害賠償
    - ◆ 不法行為責任(民709条)
    - ◆ 慰謝料(精神的損害)
    - ◆ Cf 約款、特約による損害賠償責任の制限
  - 差止請求
    - ◆ 人格権に属する場合
    - ◆ 法定されている場合
    - ◆ 情報ネットワーク上の差止請求は現実的に困難(Cf プロバイダ責任制限法)
  - 所有権の妨害排除請求
- 海外(適用される法、現実的有効性)

# 重層的・国際的法規制



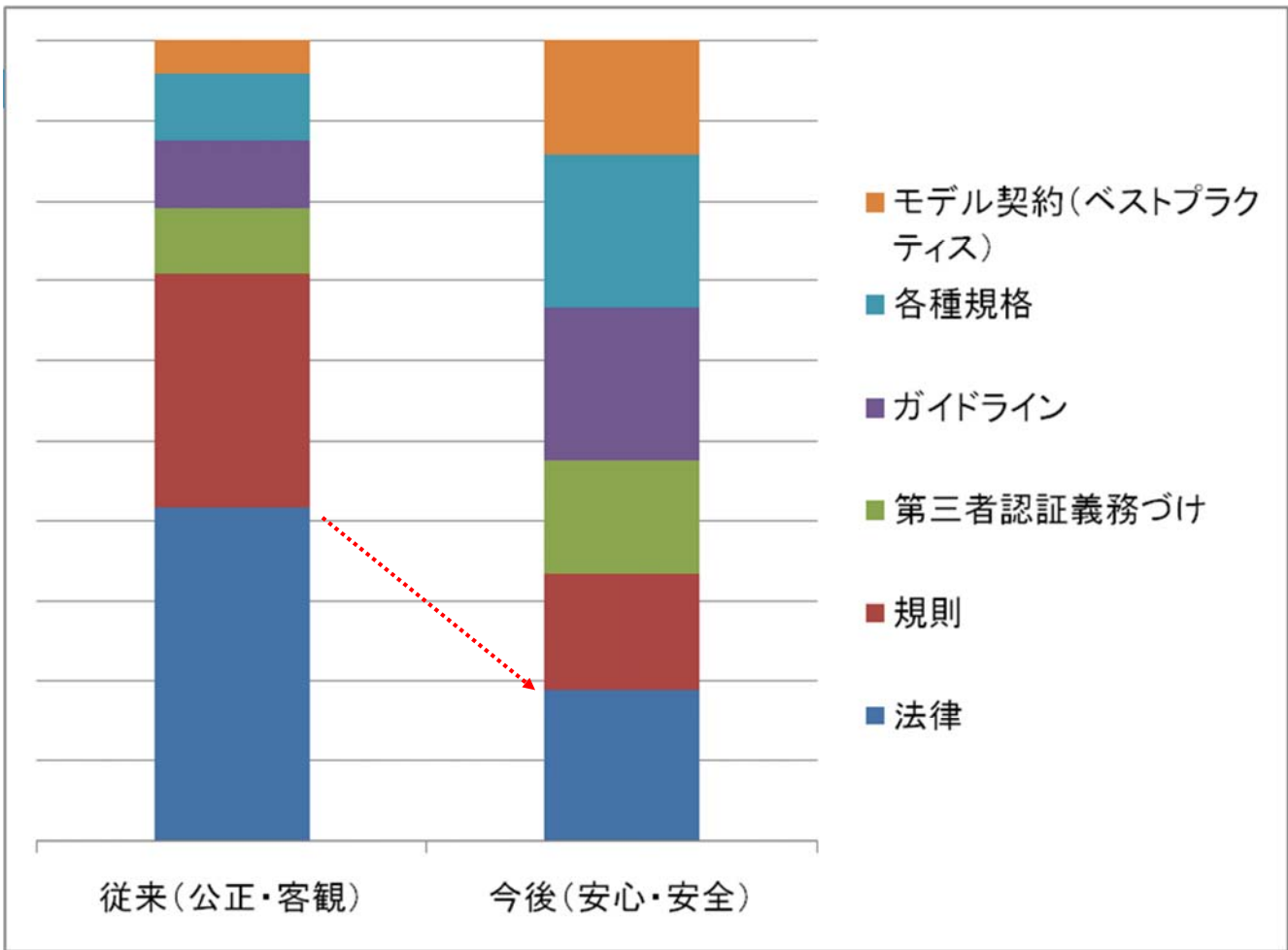
## Proposed structure

### Proposed Structure



### ISO化の提案

- ①国際標準化が開始
  - ◆新しいマネジメントシステムが作られる場合
    - 29000シリーズのマネジメントシステム
  - ◆ISMSのセクター標準となる場合
    - マネジメントシステムを伴わないガイドライン
- ②国際標準ができた場合
  - ◆Pマークへの影響
  - ◆ISMSとの統合化
  - ◆個人情報保護法との整合性
  - ◆ソフト・ローの上位



# 法制度からみたプライバシー

# 欧米の影響

1890	Wallen, Brandise "The Right to Privacy"	1963	伊藤正巳「プライバシーの権利」
1946	Administrative Procedure Act	1964	「宴のあと」東京地裁判決
1960	Prosser, "Privacy"	1970	佐藤幸治「プライバシーの権利」
1965	Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479	1977	堀部政男「アクセス権」
1966	FOIA	1980	堀部政男「現代のプライバシー」
1970	Fair Credit Reporting Act of 1974	1980	<b>OECD8原則</b>
1973	Code of Fair Information Practices	1984	春日市個人情報保護条例
1974	Privacy Act of 1974	1988	旧・行政機関個人情報保護法
1977	Whalen v. Roe 429 U.S. 589	1993	行政手続法
1980	<b>OECD8原則</b>	1995	<b>EU個人データ保護指令</b>
1994	Driver's Privacy Protection Act	1999	情報公開法
1995	<b>EU個人データ保護指令</b>	2002	住基ネット
1996	E-FOIA	2003	「逆転」最高裁判決
2000	Safe Harbour協定	2003	早稲田大学江沢民事事件最高裁判決
2001	USA Patriot Act	2003	個人情報保護法

## プライバシーの重層性

個人情報  
保護法  
で定める  
「個人情報」

基本的人権  
としての

プライバシー

民法（不法行為）  
により  
保護される  
プライバシー

センシティブ  
情報

- プライバシーの財産権的側面
- プライバシーの精神的権利としての側面
- プライバシーの自己決定権・人格形成権としての側面
- プライバシーを具体的に保護するためのコントロール権としての側面

「個人情報」とプライバシーとの関係、自己情報コントロール権をめぐる学説・理論が統一されていない状況

# 自己情報コントロール権

- ライフログ時代
- 「コントロール」の含意と射程
  - 本当にコントロールできるのか
  - Reputationまでを含む?
  - 滅失・漏洩と廃棄との相違
  - Security Breach Notification
- 人格権的性質と財産権的性質
  - 譲渡性
  - 営利性
  - パブリシティ(ピンクレディー判決)
- 個人情報保護法の性質
  - 開示請求権の性質
  - 訂正請求、利用停止請求

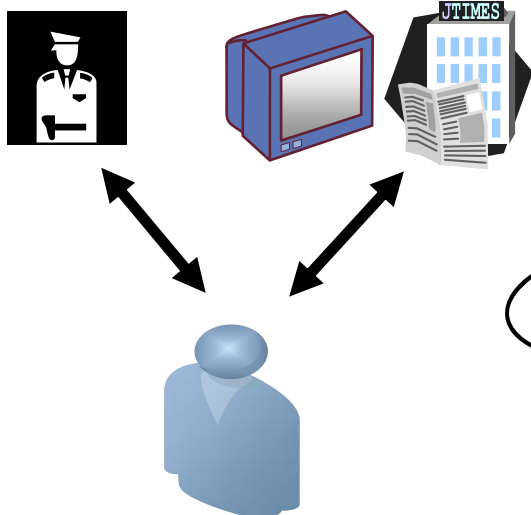
州	セキュリティ侵害通知法	データ廃棄法	州	セキュリティ侵害通知法	データ廃棄法
Alabama	×	×	Montana	◎	◎
Alaska	◎	◎	Nebraska	◎	×
Arizona	◎	◎	Nevada	◎	◎
Arkansas	◎	◎	New Hampshire	◎	×
California	◎	◎	New Jersey	◎	◎
Colorado	◎	◎	New Mexico	×	×
Connecticut	◎	◎	New York	◎	◎
Delaware	◎	×	North Carolina	◎	◎
Florida	◎	×	North Dakota	◎	×
Georgia	◎	◎	Ohio	◎	×
Hawaii	◎	◎	Oklahoma	◎	×
Idaho	◎	×	Oregon	◎	◎
Illinois	◎	◎	Pennsylvania	◎	×
Indiana	◎	◎	Rhode Island	◎	◎
Iowa	◎	×	South Carolina	◎	◎
Kansas	◎	◎	South Dakota	×	×
Kentucky	×	◎	Tennessee	◎	×
Louisiana	◎	×	Texas	◎	◎
Maine	◎	◎	Utah	◎	◎
Maryland	◎	◎	Vermont	◎	◎
Massachusetts	◎	×	Virginia	◎	×
Michigan	◎	◎	Washington	◎	◎
Minnesota	◎	×	West Virginia	◎	×
Mississippi	◎	×	Wisconsin	◎	◎
Missouri	◎	◎	Wyoming	◎	×

特定領域のプライバシー(健康情報、個人信用情報等)については、個別連邦法によりセキュリティ侵害通知・公表義務等を規定。例:健康保険ポータビリティ及び説明責任法、経済的・客観的な健康情報技術に関する法律、グラム・リーチ・ブライリー法

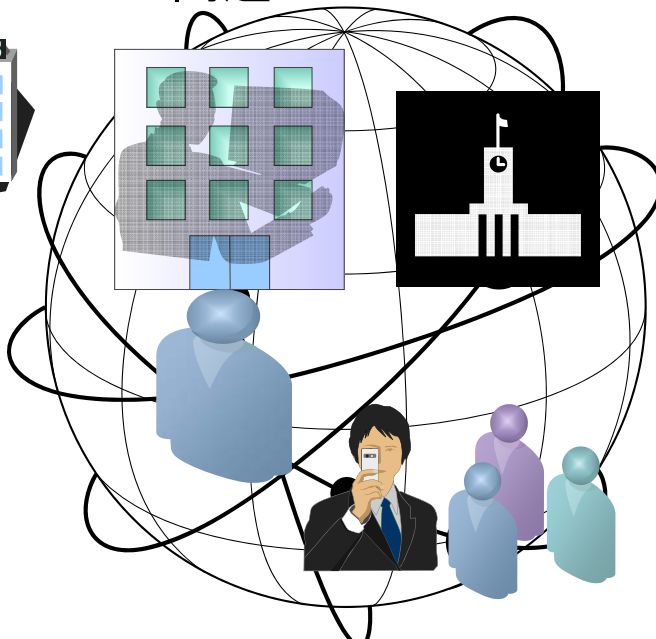


# プライバシー問題の変容

## ■ 古典的なプライバシー問題



## ■ 現代におけるプライバシー問題



# 具体的論点

## ■ 「利活用」に向けて

### ● 権利性

#### ◆ 財産権的権利と精神的権利

##### ➢ 位置情報

» Cf. *United States v. Jones*, --U.S.-- (2012)

##### ➢ 行動に係る情報

##### ➢ 個人情報と世帯情報

##### ➢ 二次利用、三次利用に係る原権利者の関与

#### ◆ プライバシーのwaiver(甘受論、寄託論)

### ● 責任

#### ◆ 質保証(監査)

#### ◆ 流出、漏洩等の発生を前提

#### ◆ 損害の確定

#### ◆ 損害の認定 挙証責任(フォレンジック)

#### ◆ 損害賠償責任の枠組みと免責の枠組み



# スマートメーターの例

カテゴリー	内容
供給効率サービス	漏電検出、漏電箇所把握、修復・修理
	盗電検知
	リモート接続、切断
	財産管理
	電気料金のリアルタイム通知
	電力供給状況モニタリング
	電力消費量と負荷の予測
エッジ・サービス	電力消費の効率性分析
	家庭の電気製品の効率性モニタリング
	家庭の電力消費量と負荷の予測、ウェブポータルやソフトウェアを通じた管理・情報提供サービス
	家庭の電気製品のネットワーク化
その他の目的	火災保険等
	マーケティング、マーケティング調査
	国家安全保障、刑事捜査

電力消費量データの利用目的の例

利用主体	利用形態の例
電力事業者	電力消費、負荷のモニタリング、料金決定
電力利用助言事業者	エネルギーの効率的な利用とコスト削減
生命保険会社	家庭・個人の行動履歴の把握による健康状況の予測、特異な行動パターンからの事故や事件の予測
営業	行動ターゲティング広告への利用
警察等	犯罪行為や違法行為の察知、捜査
民事訴訟弁護士	財産権侵害等の察知、証拠
土地等所有者	賃貸借契約の遵守状況の確認
投資者	事件、事故発生の察知
報道関係者	著名人に関する情報収集
信販業者	カード破産の事前予知
犯罪者	犯行の適切な日時決定、犯罪を行う場所の物色

想定される利用主体の例